

1問 旧司法試験の合格率について、競争が激化し、是正を要するような状況になっていたと評価しているか、法務当局に問う。

〔旧制度下で存在した問題点〕

- 旧制度下における、司法試験による選抜方法については、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、
 - ・「依然として受験競争が厳しい状態にある、
 - ・「司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、『ダブルスクール化』、『大学離れ』と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」
- 等の指摘がされていた。
- そして、このような問題点を克服し、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を育成するためには、旧制度下における、司法試験という「点」のみによる選抜の方法を維持するのではなく、それを改めて、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠であり、法科大学院課程を修了した者のうち約7～8割の者が司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うことが相当であると考えられたものと認識している。

〔司法試験の合格判定〕

なお、司法試験の合格率については、毎年の司法試験の出願者と合格者数の関係により定まるものであるが、司法試験における合格者の判定は、実際の試験の結果に基づいて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無の

観点から、司法試験考查委員の合議によって行われ、この判定に基づいて、司法試験委員会において合格者が決定されているものと承知している。

したがって、法務省として、司法試験合格率の在るべき「適正な合格率」等について、お答えすることは困難であるが、旧制度下における司法試験について、競争の激化という指摘があったことは、先ほど申し上げたとおりである。

(参考) 現在の司法試験における考え方

司法試験の合格率に関するものではないが、司法試験の合格者数については、数値目標は掲げられていないものの、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、今後の法曹人口の在り方に関し、「年間1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、…社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである」とされている。

(参考資料) 旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移

旧司法試験第二次試験出願者数・合格者数等の推移

区分 年度	出願者数 (人)	受験者数 (人)	短答式合格者数 (人)	論文式合格者数 (人)	最終合格者数 (人)	対出願者合格率 (%)	対受験者合格率 (%)
平成元年度	23,202	21,308	4,020	523	506 (71)	2.18	2.37
2	22,900	20,975	3,814	506	499 (74)	2.18	2.38
3	22,596	20,609	4,576	616	605 (83)	2.68	2.94
4	23,435	21,431	4,603	634	630 (125)	2.69	2.94
5	20,848	17,714	4,557	759	712 (144)	3.42	4.02
6	22,554	19,408	4,941	759	740 (157)	3.28	3.81
7	24,488	21,272	4,854	753	738 (146)	3.01	3.47
8	25,454	21,921	5,239	768	734 (172)	2.88	3.35
9	27,112	23,592	5,681	763	746 (207)	2.75	3.16
10	30,568	26,769	6,140	854	812 (203)	2.66	3.03
11	33,983	29,880	5,717	1,038	1,000 (287)	2.94	3.35
12	36,203	31,729	6,125	1,026	994 (270)	2.75	3.13
13	38,930	34,117	6,764	1,024	980 (223)	2.54	2.90
14	45,622	41,459	6,467	1,244	1,183 (277)	2.59	2.85
15	50,166	45,372	6,986	1,201	1,170 (275)	2.33	2.58
16	49,991	43,367	7,438	1,536	1,483 (364)	2.97	3.42
17	45,885	39,428	7,637	1,454	1,464 (350)	3.19	3.71
18	35,782	30,248	3,820	542	549 (118)	1.53	1.81
19	28,016	23,306	2,210	250	248 (57)	0.89	1.06
20	21,094	18,203	1,605	141	144 (39)	0.65	0.79
21	18,611	15,221	1,599	101	92 (16)	0.49	0.60
22	16,088	13,223	742	52	59 (6)	0.37	0.45

(注) 出願者数は、筆記試験免除者、行政科合格者を含む。

受験者数は、短答式試験受験者（欠席者を除く）；行政科合格者（欠席者を除く），筆記試験免除者で口述試験のみの受験者（口述試験受験者のうち、口述単願者及び筆記試験併願者で短答式試験を欠席した者）とする。

() 内は、女性を示し内数である。

2問 旧司法試験の試験問題に対する回答が似たようなものとなり創造性に欠けるとの指摘があるが、今回の法改正により、その点が解決されるのか、法務当局に問う。

[旧制度下で存在した問題点]

- ・ 旧制度下における、司法試験という「点」のみによる選抜の方法については、
 - 受験競争が厳しい状況にあり、受験者の受験技術優先の傾向や受験予備校に依存する傾向が顕著となってきたことや、
 - 質を維持しつつ大幅な法曹人口の増加を図ることに大きな困難が伴うこと等

の様々な問題が存在し、その中では、司法試験の答案について委員御指摘のような意見も聞かれたと承知している。

[現行の法曹養成制度の導入の理由]

- ・ これらの様々な問題点を克服するために、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入され、高度の専門的な法律知識を有することはもとより、（委員が指摘された「創造性に欠ける」との問題との関連では、）創造的な思考力、法的分析能力を有し、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を確保することが目指されたものと理解している。

[結論]

- ・ 今回の法改正は、このような現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度が十分に機能するもの

となるよう、必要な改革を実施するものであり、法務省としては、法科大学院の集中改革の取組を進める文部科学省等と連携して、法曹養成制度の趣旨を踏まえた必要な取組をしっかりと進めてまいりたい。

〔(創造性を確保する) 司法試験問題の在り方〕

なお、司法試験の出題については、司法試験委員会において、先ほど申し上げた法曹としての資質・能力を判定するという観点から適切な方針が定められた上、これに基づいて司法試験考查委員において適切な問題作成に努めておられるものと承知している。

また、今後、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方については、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置して、検討を進めていくことを予定している。

令和元年5月8日（水）
川内 博史 議員（立憲）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 法科大学院在学中受験資格については、昨年7月の与党文部科学・法務合同部会を発端として、その導入の検討を始めたのか、法務当局に問う。

〔これまでの取組〕

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数の回復に向けて、平成30年度までを法科大学院の集中改革期間として法科大学院改革を進めるとともに、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされた。

法務省としても、関係機関と連携しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組などを進めてきたところ。

そのような取組に関連し（注1）、

昨年7月の与党文科・法務合同部会において、法曹志望者の経済的・時間的負担の更なる軽減を図るための方策として、教育内容の充実や学部3年修了時に法科大学院に進学できる仕組みの明確化等を内容とする法科大学院改革（注2）を前提として、法科大学院在学中受験の実現を含む司法試験制度の見直しを早期に行うべきとの指摘がされたところである。

〔与党の指摘を踏まえた取組〕

法務省としては、与党からこのような指摘があったことを踏まえ、法科大学院在学中受験資格の導入を含む、司法試験制度の見直しについて、それ以降、必要な検討を進めてきたところである。

（注1）法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた検討課題には、

司法試験受験資格の見直しは含まれていない。

(注2) 中教審法科大学院等特別委員会において、昨年3月、法学部に「法曹コース」の設置を奨励し、学部3年修了時に法科大学院に進学できる仕組みを明確化するなどの基本的な方向性が取りまとめられた。これに沿って、文部科学省において、関係法令の改正も含めた具体的な検討が進められてきた。

令和元年5月8日（水）
川内 博史 議員（立憲）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 法務省は、法科大学院協会及び日本弁護士連合会に
対して、法科大学院在学中受験資格の導入の是非を文
書で意見照会をしているのか、また、各団体からは、
文書で意見を受け取っているのか、法務当局に問う。

[法務省からの意見照会]

法務省として、法科大学院在学中受験資格の導入を含む、
今回の司法試験制度の見直しについて、法科大学院協会及び
日本弁護士連合会に対し、書面により意見照会をした事実は
ない。

もっとも、法務省としては、昨年7月以降、法科大学院在
学中受験資格の導入を含む、司法試験制度の見直しに関する
検討を進める過程では、法科大学院協会及び日本弁護士連合会
との間で、種々の機会をとらえて、様々な点についてやり
取りを行っている。

その中で必要な情報提供や意見交換・意見調整を進めてき
ており、法務省として、両団体の考え方や要望は十分に確認し
てきたところである。

[法科大学院協会等からの意見提出]

また、今回の司法試験制度の見直しについて、法科大学院
協会及び日本弁護士連合会から、法務省に対し、書面により
意見が提出された事実はない。

ただし、先ほど申し上げた両団体との意見交換・意見調整
の中で、両団体からは、それぞれの考え方や要望は述べられて
おり、法務省としても、その内容は十分に承知してきたとこ
ろである。

(参考) 法科大学院協会とのやり取り

法科大学院協会との間では、断続的にやりとりを行っており、その全てを答えるのは困難だが、例えば、

- ・ 昨年9月に開催された緊急理事会における在学中受験に関する検討結果について、法科大学院協会から口頭で説明を受けた。
- ・ 法案の概要が固まった本年2月上旬には、法務省担当官から法科大学院協会執行部に対し、その内容を口頭で説明した。
- ・ 本年3月に開催された臨時総会に、法務省担当官が出席して、法案の概要等を説明し、質疑応答を行った。

(参考) 日弁連とのやり取り

日弁連との間では、在学中受験の導入など法曹養成制度改革に関する点のみならず、その他様々な点についてやりとりを行っており、その全てを答えるのは困難だが、例えば、昨年10月の日弁連理事会で取りまとめられた基本方針について、その後、日弁連執行部から口頭で説明を受けた。そして、その基本方針が記載されたニュースレターについて、(文部科学省を通じて,) 情報提供を受けた。

(更問) 文書でのやり取りや議事録を作らないことの相当性を問われた場合

[議事録を作成していない理由]

両団体との個別のやりとりについては、種々の機会をとらえて、事実認識や問題点の共有、自由な意見交換として、様々な点について口頭でやりとりを行っているため、(個別のやりとりは政策立案に影響を及ぼすものではないとして) 議事録は作成していない。

[公文書管理として議事録等を残していないことの相当性]

- 一般的に、政府の「行政文書の管理に関するガイドライン」(注)において、「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。」とされているところ。
- 法科大学院協会や日弁連との口頭での協議については、主に、事実認識や問題点の共有、自由な意見交換、各機関内での意見の取りまとめの依頼、取りまとめられた意見の伝達等を内容とするものであり、担当官や各執行部との間で、政策立案の方針等に影響を及ぼすようなやり取りがされたわけではない。

例えば、法科大学院協会からは、昨年9月の緊急理事会での方針について口頭で説明を受けており、日弁連からも昨年10月に基本方針について口頭で説明を受けているが、これらは各団体の内部で自律的に検討・議論が行われた結果、取りまとめられた意見が説明されたものであるが、その説明によってそれまでの政策立案の方針が影響を受けたわけではなく、これらについて、議事録という形で文書化

していなくとも、公文書管理として不適切な運用に当たるものとは考えていない。

(注) 公文書の管理に関する政府の統一基準として定められているもの。このガイドラインによれば「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。」とされている。

令和元年5月8日（水）
川内 博史 議員（立憲）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 司法試験受験資格について、法科大学院修了資格が原則であり、法科大学院在学中受験資格は例外的な位置付けなのか、法務当局に問う。

[前提：現行の司法試験受験資格]

現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところである。

[法科大学院在学中受験資格導入の趣旨]

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものである。

[結論－在学中受験資格は制度上は例外的な位置付け]

今回の司法試験制度の見直しにおいては、あくまで現行の法科大学院修了資格については維持した上で、法科大学院在学中の者であっても、所定の要件を満たした者について、時間的・経済的負担の軽減のため、政策的に、司法試験受験資格を付与することとしており、法科大学院在学中受験資格は、現行の法科大学院修了資格に付加された追加的な受験資格であるという意味において、制度上は例外的な位置付けとされているものである。

なお、法科大学院在学中受験資格については、このよう

に政策的に追加された趣旨等に鑑み、法科大学院修了資格等の場合と異なり、①実際に司法試験を受験した場合に限り、受験可能期間が起算されることとし、②法科大学院在学中受験資格による司法試験合格者は、法科大学院課程修了が司法修習生の採用要件とされるといった制度設計としているところである。

(参考) 法科大学院在学中受験資格の内容

新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けることを必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができるような運用を想定している。

更問 在学中受験資格による司法試験の受験者数はどの程度と見込んでいるのかと問われた場合

法科大学院在学中受験資格による将来の受験者数を予測することは困難である。

もっとも、法科大学院在学中受験資格は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、法曹志望者の更なる時間的・経済的負担の軽減を図るために導入することとしたことからすると、相当程度の受験者数が見込まれるものと考えている。

(対大臣・**副大臣**・政務官) 司法法制部 作成
5月8日(水) 衆・文科委 川内 博史 議員(立憲)

4問 今後、設置される予定の司法試験の在り方を検討する会議体では、司法試験制度の在り方を抜本的に見直す本質的な事項も議論すべきではないか、法務副大臣に問う。

[会議体について]

(委員御指摘のとおり、) 法案が成立すれば、法務省としては、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、
しかるべき会議体を設置して、関係省庁のほか、教育関係者や法曹実務家等を構成員として、検討を進めていくことを予定している。

[会議体での検討事項]

その会議体においては、例えば、法科大学院の教育の現状や、新たなカリキュラム編成の内容等を含め、
関係者の意見も十分に聴いた上で、在学中受験の実施を念頭に置いた、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、検討がされていくものと考えている。



〔司法試験制度の抜本的な見直しについて〕

このように、この会議体は、今般の法改正を前提として、司法試験の在り方を検討するために設置を予定しているものであって、まずは、この司法試験の在り方の検討を急ぐことが重要であるが、それに加え、司法試験と法科大学院教育との連携という法曹養成の基本理念や本質に根ざした、司法試験の在り方についての議論や自由な意見交換が幅広くなされることもあり得るものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

令和元年5月8日（水）
川内 博史 議員（立憲）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

追加1問 在学中受験を認めることについて、司法試験委員会で議論すべきだったのではないか、法務当局に問う。

司法試験委員会は、法務省に置かれた審議会であるが、その所掌事務は、

- ① 司法試験及び予備試験を行うこと、
- ② 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること

等とされており、専ら、司法試験の実施及び運用を行う機関と位置付けられている。

したがって、今回の在学中受験資格の導入といった司法試験制度そのものの見直しの要否やその内容に関する事項については、司法試験委員会の権限に含まれないものであり、同委員会で議論することは相当でないと考えている。

もっとも、法改正が実現した後に、新しい司法試験の試験実施時期を含む試験の在り方については、実施に関する事項として、司法試験委員会で最終的に決定することになる。

その際には、改正法案の成立後に、法務省で設置を予定している、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体での検討も踏まえて、司法試験委員会で御議論いただくことなると考えている。

令和元年5月8日（水）
川内 博史 議員（立憲）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

追加2問 在学中受験で司法試験に合格した学生が、やむを得ず法科大学院を中途退学しなければならない事情があった場合に、当該学生の取扱いはどうなるのか、法務当局に問う。

[法科大学院修了を要件とする趣旨]

現行法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされている。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、（先ほど述べた）法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところである。

[結論]

在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなるが、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えている。

なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、

やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかつたとしても、留年・休学等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することや、別の法科大学院に新たに入学し課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能である。 したがつて、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解している。

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

1問 本法律案で目指す改革の方向性は、どのように決まったのか、法務副大臣に問う。

[在学中受験に関する検討経緯]

法務省では、在学中受験資格の導入について、昨年7月以降、文部科学省による法科大学院改革の進ちょく等を踏まえつつ、在学中受験資格導入を含む、司法試験制度の見直しに関する検討を進めてきたところである。

その検討のプロセスについては、そもそも、法務省では、司法試験制度の見直しに当たって、特定の審議会での議論を経ることは予定されていないところ、今回の見直しでも、特定の審議会での議論を経ることは予定されておらず、他に、意見調整のための適当な検討枠組みも設けられていなかった。

そこで、法務省としては、法科大学院制度を所管する文部科学省や司法修習を所管する最高裁判所との協議のほか、法曹養成の運営に深く関わる法科大学院協会及び日本弁護士連合会等との意見交換を様々に行いながら、慎重に検討を進めて方針を決定した。



〔検討プロセスは適切〕

その手続は、関係機関との意見交換・調整を十分に行なったという点において、司法試験制度の見直しについてのこれまでの取扱いと異なるところはなく、検討のプロセスとして適切なものと考えている。

また、文部科学省が所管する法科大学院改革に関する事項については、中央教育審議会でしっかり議論が進められ、法務省としてもその検討に最大限協力してきたところであり、その検討プロセスも適切なものと考えている。」

(参考1) 法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられた検討課題には、司法試験受験資格の見直しは含まれていない。

なお、司法試験の受験資格は、現行司法試験法により、①法科大学院の課程を修了した者、又は、②司法試験予備試験に合格した者、とされている。

(参考2) 中教審法科大学院等特別委員会において、昨年3月、法学部に「法曹コース」の設置を奨励し、学部3年修了時に法科大学院に進学できる仕組みを明確化するなどの基本的な方向性が取りまとめられた。

これに沿って、文部科学省において、関係法令の改正も含めた具体的な検討が進められてきた。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

2問 法科大学院在学中受験資格の導入は、中立性が確保された議論がされておらず、改めて審議会を経て、法案を出し直すべきではないか、法務副大臣に問う。

[検討過程は適切]

(先ほど申し上げたとおり、) 法務省としては、関係機関との意見交換、意見調整を含め、必要な検討を尽くした上で、法案出したものであり、今回の法案提出に至る検討手続に瑕疵があるとは考えていない。

したがって、中立性が確保されていない議論のままに、法案を出したとの指摘は当たらず、今回の法案を改めて出し直す必要があるとは考えていない。

[審議会の議論を経る必要はない]

また、(先ほど申し上げたとおり、) 司法試験制度の見直しについては、特定の審議会での議論を経ることは予定されておらず、今回の見直しについて、法務省の法制審議会その他の審議会の議論を経ていないことも問題ないと考えている。



〔国会での審議は重要〕

もっとも、政府として提出した法案について、国会で御審議をいただくことが重要であることは、改めて申し上げるまでもなく、当然のことと認識しております、法務省としても、司法試験制度の見直しの趣旨等について、丁寧に御説明申し上げてきたところである。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

3問 法科大学院の集中改革期間を延長して、法科大学院在学中受験資格の導入についての議論を尽くしてから、改革を実行すべきではないか、法務副大臣に問う。

[法案提出の検討過程は適切]

(先ほど申し上げたとおり、) 法科大学院在学中受験資格の導入については、法務省としては、関係機関との意見交換、意見調整を含め、必要な検討を尽くした上で、法案提出したものである。

したがって、法案提出に至る検討のプロセスは適切と考えている。

[集中改革期間の延長は不相当]

なお、今般の法科大学院改革については、平成25年9月に設置された政府の法曹養成制度改革推進会議において、十分な検討を尽くした上で、平成27年6月、法曹養成制度改革推進会議決定として、平成30年度までを法科大学院集中改革期間と位置付け、必要な取組を進めるとされたことを受けたものである。



この政府方針を前提に、関係省庁はもちろん、関係機関も、この集中改革期間を念頭に置いて必要な検討と取組を進めてきたところであり、法曹志願者回復に向けた取組が喫緊の課題であることからしても、その改革期間を延長することは相当でないと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

4問 法科大学院在学中受験資格の導入について議論の中立性が確保されたことを確認するまでの間、法科大学院在学中受験資格は導入すべきではないのではないか、法務副大臣に問う。

[法案提出の検討過程は適切]

(先ほど申し上げたとおり、) 法科大学院在学中受験資格の導入については、法務省として、関係機関との意見交換、意見調整を含め、必要な検討を尽くした上で、法案提出したものであり、その検討プロセスは適切なものと考えている。

[導入先送りは不相当だが、会議体で検討]

したがって、(委員ご指摘のように) これまでの議論の確認や更なる議論をするまでの間、法科大学院在学中受験資格の導入を見合わせることは相当でないと考えている。

もっとも、今回の司法試験制度の見直しについては、その円滑な導入や安定的運用のため、法科大学院の教育課程との連携の必要性が指摘されている。

そこで、法務省としては、法改正が実現すれば、司法試験の実施時期も含め、法科大学院教育と連携



した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を設置し、関係省庁のほか、教育関係者や法曹実務家等を構成員として、検討を進めていくことを予定している。

同会議体においては、令和5年度から実施される新しい司法試験の実施に向け、司法試験の在り方について関係者による丁寧な検討が進められるものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

5問 司法試験について「決められた一定数を合格させる試験ではない。」との法務省の答弁は、法科大学院入学者の定員を管理する旨の文部科学省の答弁と矛盾するのではないか、法務副大臣に問う。

〔推進会議決定で示された法曹の輩出規模〕

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、今後、新たに養成し、輩出される法曹の規模として、「1500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」こととされている。

〔法務省の答弁〕

司法試験委員会においては、この推進会議決定を踏まえつつ、毎年の司法試験の合格者を決定しているものと承知しているが、司法試験の合格者は、あくまでも、実際の試験結果に基づいて、司法試験委員会によって決定されるものであって、「あらかじめ決められた一定数を合格させる試験でない」旨の法務省答弁の趣旨は、これを御説明したものである。



〔文部科学省の答弁〕

そして、ご指摘の文部科学省の「法科大学院入学者の定員を管理する」旨の答弁も、同じく、推進会議決定で示された法曹の輩出規模を踏まえた対応として述べられたものと考えられるので、法務省の答弁と文部科学省の答弁は、何ら矛盾するものではない。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問1 司法試験委員会では、推進会議決定をどのようにして把握し、どのように踏まえて、司法試験の合否を決定しているのか。

司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づいて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無の観点から、司法試験考查委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定しているものと承知。

御指摘の推進会議決定の内容については、司法試験委員会及び考查委員に対し、それぞれの会議の機会をとらえるなどして、事務局を通じて適切に報告がなされているものと承知。

司法試験委員会及び考查委員においては、推進会議決定等において示された合格者数に関する意見等を共通の理解とした上で、適切に合格者の決定等を行っているものと認識。

（但し、考查委員会議は非公開とされている上、判定に際していかなる事項をどの程度考慮するかは個々の考查委員に委ねられているので、判定の根拠を一義的に説明することは困難である。）

更問2 司法試験を法務省が、法科大学院を文部科学省がそれぞれ所管している以上、法科大学院の定数を定めても、結局意味はないのではないか。

法科大学院の定員管理の具体的な内容については、文部科学大臣において、法曹養成制度全般を所管する法務大臣との協議を経た上で行われることが想定されている上、前記推進会議決定を法務・文科両省が共通の理解とした上で、さらに連携をはかっていくこととしているので、法科大学院の定数管理には、合理性があり、かつ十分な意味があると考えている。

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

6問 法科大学院在学中受験資格を導入した趣旨・
内容について、法務副大臣に問う。

〔前提：現行の司法試験受験資格〕

現行司法試験法では、司法試験を受験することができる者として、①法科大学院を修了した者、②予備試験に合格した者の2種類が司法試験受験資格として定められているところである。

〔法科大学院在学中受験資格導入の趣旨〕

本法案においては、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、更なる時間的・経済的負担の軽減を図るため、法科大学院課程の修了を待たずして早期の司法試験受験を可能とする法科大学院在学中受験資格を、新たな司法試験受験資格として認めるものである。

これにより、現行では法科大学院修了後に司法試験を受験し、合格した場合でも、司法修習開始まで約8か月間の無職の空白期間（ギャップターム）が生ずるが、この期間が短縮又は解消されることにな



る。

〔法科大学院在学中受験資格の内容〕

新たに認める在学中受験資格を取得するためには、

- 法科大学院在学中の者であって、
- 所定科目単位を修得し、かつ、一年以内に法科大学院課程の修了見込みがあることにつき、当該大学の学長の認定を受けること

を必要としており、今回の法案が成立した場合に今後見直しが行われる新たな法科大学院教育課程に沿って着実に学修した者であれば、法科大学院最終年次に受験資格を取得することができるような運用を想定している。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

7問 法科大学院在学中受験資格により司法試験に合格したが、やむを得ない理由で法科大学院を修了できなかった場合、司法修習生となることができないのは不当ではないか、法務副大臣に問う。

[法科大学院修了を要件とする趣旨]

現行法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされている。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、

(先ほど述べた) 法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところである。

[結論]

そうすると、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院

課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなる。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるこという観点からも、必要な制度設計であると考えている。

なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了することができなかつたとしても、留年・休学等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能である（注）。したがって、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解している。」

（注）在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者であっても、その後に法科大学院課程を修了せずに中退等した者については、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

8問 予備試験を模擬試験として学生が受験している実情について、法務副大臣に問う。

[予備試験の受験状況]

直近の平成30年の司法試験予備試験の受験状況によると、

- ・ 予備試験受験者 11,136人のうち、
予備試験出願時、すなわち、予備試験受験の前年度時点での自己申告に基づく属性として、
- ・ 大学生が、3,216人
(受験生に占める割合・28.9%)
- ・ 法科大学院生が、1,350人
(受験生に占める割合・12.1%)

となっている。

したがって、予備試験受験者のうち、出願時の属性として、大学生又は法科大学院生である者が合計で約4割となっている。

[予備試験の受験動機の分析]

大学生又は法科大学院生である者が予備試験を受験している動機や目的は必ずしも明らかではないが、法務省が平成28年に司法修習生を対象として実施した予備試験に関するアンケート調査では、予



備試験を受験した理由として、「経済的余裕が十分ではなく、法科大学院を修了した上で司法試験に合格することが困難であると思われたから」との回答を選択した者もいた反面、「自分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を掴むために有効であると考えたから」との回答を選択した者も多数に及んでおり、（御指摘のように）実力を試すために予備試験を受験している者が少なからずいると推察される。

〔予備試験制度についての検討〕

このような予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定においては、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

9問 予備試験合格資格による司法試験合格者が増えている理由について、法務副大臣に問う。

〔実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定〕

(委員御指摘のとおり,) 予備試験合格資格による司法試験合格者が増えているが(注1), 司法試験の合格者については、あくまで、実際の試験結果に基づく司法試験委員会の決定によるものである。

〔近年の状況について〕

もっとも、近年の司法試験等に関する客観的な状況として、

○ 予備試験の合格者数が、増加傾向にあること(注2)

○ 予備試験合格資格による司法試験受験者の合格率が、法科大学院修了資格による受験者の合格率よりも高いこと(注3)

が見受けられ、これが予備試験合格資格による司法試験合格者数の増加に結び付いていると見られるところである。」

(注1) 予備試験合格資格による司法試験合格者の推移

平成24年	58人
平成25年	120人
平成26年	163人
平成27年	186人
平成28年	235人
平成29年	290人
平成30年	336人

(注2) 予備試験合格者数の推移

平成23年	116人
平成24年	219人
平成25年	351人
平成26年	356人
平成27年	394人
平成28年	405人
平成29年	444人
平成30年	433人

(注3) 予備試験合格資格受験者と法科大学院修了資格受験者との合格率の比較

	予備試験合格資格	法科大学院修了資格
平成24年	68.24%	24.62%
平成25年	71.86%	25.77%
平成26年	66.80%	21.19%
平成27年	61.79%	21.57%
平成28年	61.52%	20.68%
平成29年	72.50%	22.51%
平成30年	77.60%	24.75%

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

10問 予備試験合格資格により司法試験を受験し、法曹となった者の評価について、法務副大臣に問う。

〔法曹として備えるべき能力を備えている〕

(予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した者の法曹としての資質・能力等について、様々な見方があることは承知しているが、) 法務省としては、司法試験に合格し、さらに司法修習を経て法曹資格を取得した者については、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格したか、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格したかを問わず、法曹として備えるべき能力を身につけているものと考えている。

(法曹としての能力は、個々人の能力や資質のほか、業務形態や専門分野、実績、自己研鑽の努力等によって評価されるべきものであり、予備試験合格資格により司法試験を受験・合格した場合と、法科大学院修了資格により司法試験を受験・合格した場合とで、法曹としての能力や有り様を、総体として比較評価することは困難であると考えている。)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

11問 予備試験の必要性について、法務副大臣に
問う。

[予備試験の必要性]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えている。

[今後の検討]

もっとも、予備試験制度については、推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしているとされている一方、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとして、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべ



きことや、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において必要な制度的措置を講ずることを検討するとされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

12問 予備試験の存在により、司法試験に合格する能力を有する者が司法試験受験から排除されているのではないか、法務副大臣に問う。

[予備試験の意義]

現行の法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度においては、法科大学院を経由しない者は、司法試験を受験するための要件として、法科大学院修了者と同等の学識等を有することを確認するための予備試験に合格することを求めている。

このような予備試験の存在は、司法試験の受験を不当に制限したり排除したりするものではなく、プロセスとしての法曹養成制度の趣旨を守りつつ、幅広い法曹資格取得のための途を確保しているものであり、御指摘は当たらないものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問1 予備試験があることで、本来司法試験に合格できる受験生が、司法試験合格者から排除されている（司法試験の合否判定で不利に扱われている）のではないか。

予備試験合格者は、法科大学院修了者と同様の能力及び資質を有していると判断されたものであり、司法試験考查委員の合議による判断に基づいて司法試験委員会が司法試験の合格者を決定するに当たり、法科大学院修了資格に基づく受験者と予備試験合格資格に基づく受験者とで異なった取扱いは行われていないものと承知している。」

更問2 予備試験は、その合格者数を不当に制限しすぎではないか。

(繰り返しになるが) 予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その判定に当たる予備試験考查委員の合議においても、その後の司法試験委員会の決定においても、実際の試験結果に基づいて適切に合格者の判定及び決定を行っているものと承知している。

したがって、不当に制限しているとの御指摘は当たらないものと考えている。」

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

13問 予備試験に合格しても重ねて司法試験を受験しなければならず屋上屋を重ねる形となっているが、このような予備試験受験生の負担について、法務副大臣に問う。

[予備試験の位置付け]

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するものである。

したがって、予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了したものと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として実施され、法科大学院課程修了者との同等性を確認する試験と位置付けられる。

[司法試験の位置付け]

他方で、司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となるとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とするものである。

したがって、予備試験と司法試験は、その目的や



位置付けを異にするものであり、予備試験を経由した者については、予備試験を通じて法科大学院修了者との同等性を確認された後に、司法試験を受験することは当然に予定されている。(したがって、予備試験と司法試験が屋上屋を重ねるという批判は当たらないものと理解している。)

[結論]

仮に、法曹になろうとする者に、何らの条件や制約を付すことなく、広く司法試験の受験資格を認めるとすると、それは法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を見直すものであり、司法試験による「点」の選抜を実施しようとするものにほかならないから、そのような制度見直しは相当でないと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

14問 法科大学院に在籍しながらプロセス養成を経ない学生の人数について、法務副大臣に問う。

〔予備試験合格資格による司法試験合格者の状況等〕

1 (委員御指摘の「プロセス養成を経ない学生」が法科大学院に在籍しながら予備試験を受験した者を意味することを前提に,) 平成30年の司法試験最終合格者1,525人のうち、予備試験合格資格による者が336人である。

このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が106人、そのうち法科大学院2年次在学中の者が97人である。

2 また、平成29年の司法試験最終合格者1,543人のうち、予備試験合格資格による者が290人である。

このうち、司法試験の出願時である前年度の属性として、法科大学院在学中の者が96人、そのうち法科大学院1年次在学中者が1人、2年次在学中の者が84人である。」

(参考1)

文科省から各法科大学院に照会して実施した調査結果

○予備試験合格を理由とした中退

21人(平成29年度)

○司法試験合格(予備試験合格資格)を理由とした中退

75人(平成29年度)

(参考2) 平成29年予備試験合格者について

・最終合格者 444人

うち、予備試験出願時である前年度の属性で

法科大学院在学中の者 109人

(うち、法科大学院1年在学中の者 4人)

同2年在学中の者 104人

同3年在学中の者 1人)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

15問 予備試験合格資格に基づき司法試験を受験した者の人数及びこのうち退学した者の人数と、今後の政府の対応について、法務副大臣に問う。

[予備試験合格資格に基づく司法試験受験者及び中退者的人数]

予備試験合格資格で司法試験を受験した者の数は、平成24年が85人、平成27年が301人、平成29年が400人、平成30年が433人となっている。

また、文部科学省の調査によれば、予備試験合格資格に基づく司法試験合格を理由に法科大学院を中退した者は、平成29年度実績では、75人(注)となっているものと承知している。

[今後の政府の対応]

予備試験制度の在り方については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、予備試験については、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされたところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を



文部科学省と十分に連携しつつ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、しっかりと進めることが最優先であり、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。】

(注) 文科省から各法科大学院に照会して実施した調査結果

○予備試験合格を理由とした中退

21人(平成29年度)

○司法試験合格(予備試験合格資格)を理由とした中退

75人(平成29年度)

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線██████ 携帯██████████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
城井 崇 議員(国民)

16問 国民民主党法案に対する法務省の考え方について、法務副大臣に問う。

〔国民民主党法案の概要〕

国民民主党が提出された「司法試験法等の一部を改正する等の法律案」は、

- ・ 司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に限定する制度等を廃止するなどの受験資格の制限等の廃止
- ・ 司法試験に短答式及び論文式の筆記試験に加え、口述試験を設けるなどの司法試験の方法・試験科目の見直し

などを内容としているものと承知している。

〔「点」による選抜方法の問題点〕

旧制度下における、司法試験という「点」による選抜の方法については、平成13年6月の司法制度改革審議会意見書において、

- 「受験競争が厳しい状態にあり、受験者の受験技術優先の傾向が顕著」であるとか、
- 「学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」の



状況を招き、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」などと問題が指摘されていた。

こうした状況下において、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を輩出するために必要となる大幅な司法試験合格者数増を、その質を維持しつつ図ることは、「点」による選抜では困難を伴うことから、新たに法科大学院を中心とする「プロセス」としての法曹養成制度が導入されたものと理解しており、この認識は現在も変わっていないところである。

〔対案についての法務省の考え方〕

国民民主党が提出された法案については、法科大学院の修了を司法試験の受験資格としないこととしていることから、法学教育・司法試験・司法修習の有機的な連携の下で多様な人材を法曹として養成するというプロセス養成の趣旨が維持されず、有為な人材が予測可能性が高い状況で安心して法曹を目指すことができなくなるおそれがあるものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

令和元年5月8日（水）
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 在学中受験資格の導入に伴い、司法試験や司法修習の時期が変更されると、ギャップタイムが現状より長くなる者が生じるのではないか、法務当局に問う。

〔修了資格者について負担が増加するのは不可避〕

現時点で、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていないが、仮に、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、法科大学院修了後あるいは予備試験合格後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3～4か月程度長くなる結果になること（注1、2）は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院教育の充実を前提に、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することにより、多くの学生に在学中受験を可能とする制度設計に不可避的に生じるものであり、全体としての制度設計は合理的なものと考えている。

（司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。）

〔結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める〕

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。

- (注1) 法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。
- (注2) 改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

令和元年5月8日（水）
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 在学中受験資格が認められる要件の一つである所定科目単位の修得は、具体的には、いつまでに、どのような科目的単位を履修すればよいのか、法務当局に問う。

[前提]

在学中受験資格の取得に当たって修得が必要となる所定科目単位の具体的な内容については、法務省令により定めることとしている。

この法務省令の具体的な内容は、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等と並行して検討し、決定する予定であるが（注）、現在のところ、法律基本科目や選択科目相当科目として開講されている科目等について、一定の単位数を定めることを検討している。

[結論]

今回の法改正後の司法試験の実施時期については、現時点では決定していないが、仮に、新しい司法試験の実施時期を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格取得に係る要件充足の確認手続のために要する期間等を考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする場合には、法科大学院2年次の修了時までの修得単位が基準となると考えている。

（注）具体的には、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等を踏まえて、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」であるかどうか、という観点から検討し、決定することとなる予定。

(参照条文)

○ 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）

（司法試験の受験資格等）

第四条（略）

2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。

一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

3・4（略）

令和元年5月8日（水）
畠野 君枝 議員（共産）

衆・文部科学委員会
対法務当局（人事課）

3問 法科大学院創設以降、法科大学院における教育と司法試験の内容に関する連携はどのように図られてきたのか、また、問題を作成する司法試験考查委員に占める法科大学院教員の構成はどのように推移してきたか、法務当局に問う。

[法科大学院教育と司法試験の内容の連携]

司法試験は、法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携の下に行うものとされている（司法試験法第1条第3項）ところ、

- ・ 司法試験の実施を担う司法試験委員会において、問題作成を担当する考查委員に対し、出題の在り方につき、法科大学院における教育内容を十分に踏まえたものとする旨の方針を示していることや、
- ・ 考査委員自体に、法科大学院教員が相当数含まれていること

などにより、法科大学院教育と司法試験の内容の連携がとられているものと承知。

[問題作成考查委員に占める法科大学院教員の構成]

問題作成を担当する考查委員には、（法曹実務家のほか、）大学等の研究者（学者）が任命されているが、近年における研究者の考查委員に占める法科大学院教員の数は、

- ・ 平成30年は38名中22名
 - ・ 令和元年は38名中30名
- となっている。（注）

（注）平成27年に発生した試験問題漏えい事案を受けた措置により、平成28年の問題作成に関与した法科大学院教員はいなかつたが、その後、再発防止策の徹底を前提として、法科大学院教員の数が漸次増加している。平成29年は36名中10名が法科大学院教員。

令和元年5月8日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 共通到達度確認試験の結果により司法試験の短答式試験を免除することは考えているのか、法務当局に問う。

[共通到達度確認試験の現状と今後の対応]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定（将来的に、共通到達度確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定して所要の検証・分析等を行うこととされている）を踏まえ、文部科学省において、法務省も協力しながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験の成績との相関関係について、必要なデータ収集・検証・分析を平成29年度（注）から開始していると理解している。

法務省としては、引き続き、文部科学省による検証等に協力し、意見交換を行うなどしながら、法曹養成制度改革推進会議決定の内容を踏まえ、必要な検討を行うこととしたい。

（注）平成27年度に行われた第2回の共通到達度確認試験を受験した法科大学院2年次の者が、初めて司法試験に受験したのが平成29年度のため。（第1回目の共通到達度確認試験は、実施することを優先し、追跡調査の対象としていない。）

（参照）推進会議決定の内容

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、共通到達度確認試験について、文部科学省が、平成30年度を目途に本格実施に向けて試行を行うとともに、将来的に共通到達度確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、所要の検証・分析等を行うこととされており、その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、「共通到達度確認試験の安定性及び共通到達度確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、共通到達度確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、

共通到達度確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、共通到達度確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する」とされたところである。

令和元年5月8日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 貸与制下の司法修習生であった者に対する救済措置を講ずるべきではないか、法務当局に問う。

[救済措置を設けない理由]

従前の貸与制下で司法修習を終えた者（注1）に対する救済措置については、①既に修習を終えている者に対して、国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解を得ることは困難と考えられる。

②また、仮に、何らかの救済措置を実施するとしても、従前の貸与制下において貸与を受けていない者等（注2）の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題もある。

[結論]

したがって、貸与制下に司法修習を終えた者に対する救済策を講ずることは困難であり、予定していない。

[返還期限の延期が可能]

なお、従前の貸与制下の司法修習生が、経済的な事情により法曹としての活動に支障を来すことがないようにするための措置として、一定の返還猶予事由がある場合には、貸与金の返還期限の猶予が制度上認められている（注3）。このような場合には、最高裁判所に対して、個別に、貸与金の返還期限の猶予を申請することが可能となっており、個別の申請に対しては、最高裁判所が適切に判断されるものと承知している。

(注1) 平成23年11月から平成28年11月までに修習を開始した司法修習生（司法修習新65期～第70期）。

修習給付金は、平成29年11月に修習を開始した司法修習生（第71期）から支給されている。

(注2) そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

(注3) 具体的には、①「災害・傷病その他やむを得ない理由」により返還が困難となった場合と②返還が「経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由がある」場合である。

このうち、①の「その他やむを得ない理由」として、育児休暇や介護休暇により一定期間収入を得ることができない場合等が想定されている。

また、②の「最高裁判所の定める事由」として、返還期限1年前の収入として、①300万円以下の場合（給与所得のみの場合）、②必要経費控除後の額が200万円以下である場合（給与所得のみ以外の場合）が定められている。

(参照条文)

○裁判所法（平成29年法律第23号による改正前のもの）

第六十七条の二（略）

2（略）

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5（略）

(参考) 平成30年11月16日衆議院法務委員会松田功君に対する山下法務大臣答弁

弁護士のいわゆる谷間世代問題ということでございますけれども、いわゆる谷間世代の司法修習生に対して救済措置が必要だということでございますが、これはそもそも、要するに、経済的支援制度を導入する際に、相当、超党派で委員の皆様がお集まりになつてやられたということはあります。

ただ、それより先に進んで、既に修習を終えている者に対して国の財政負担を伴う事後的な救済措置を実施することについて国民的理解が得られるのかということになると、若干困難ではないかというふうな指摘もございます。そしてまた、既に貸与制のもとにおいて貸与を受けていない者の取扱いをどうするか。要するに、貸与を受けていない、じや、その人には払うのか払わないのかとか、そういう制度設計上の困難な問題もあるということでございます。

そうしたことは先ほど司法法制部長も答弁したと思いますが、ただ、若い世代の法律家が存分に活躍できる、そういう若い法曹にとって魅力ある社会を我々はつくりたいというふうに考えております。

そういう中で、今、さまざまな制度変更、例えば相続法制の変更であるとかあるいは民法の債権法の変更であるとか、こういったことも含めて、新しい分野に若い法曹にチャレンジしていただき、しっかりと頑張っていただきたいというふうに思っております。

といったことで、谷間世代の問題につきましては、なかなか難しいということを御理解賜ればというふうに思っております。

更問1 貸与金の一部免除や返済猶予等の救済措置を講ずることも考えられないのか。

(先ほど申し上げたとおり,) 経済的な事情により, 法曹として活動に支障を来すことがないようにするための措置として, 一定の返還猶予事由がある場合には, 貸与金の返還期限の猶予も制度上認められている。

このような事由が認められない場合にまで, 一部免除や返還猶予等の措置を講ずることは困難であると考えている。

更問2 貸与制下における司法修習生は、その前後の司法修習生と比べて、経済的取扱いに不公平が生じているのではないか。

貸与制を含む司法修習生に対する各支援制度は、いずれも、司法修習生が修習期間中の生活の基盤を確保して修習に専念できるようにし、修習の実効性を確保するための方策の一つとして採用されたもので、いずれも合理的な内容（注）と理解している。

したがって、司法修習生となった時期により、結果として、法律に基づき実施された経済的支援制度の内容が異なるからといって、その差異があることが不合理又は不公平と評することはできないと考えている。

（注）当該貸与制は、希望する司法修習生に対し、基本額23万円を、資力審査なく無利息で月額貸与することを内容としたものであり、修習の実効性を確保するための方策として合理的と考えられる。

令和元年5月8日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

3問 法科大学院在学中受験資格に基づき司法試験を受験し、これに合格した者について、法科大学院課程の修了を司法修習生の採用要件とする理由は何か、法務当局に問う。

〔前提〕

現行法上、司法修習生は、法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であって、かつ、司法試験に合格した者の中から採用することとされている。

〔結論〕

今回導入する法科大学院在学中受験資格により司法試験を受験し、これに合格した者については、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持し、法科大学院課程修了後の司法試験合格者と同様の能力・資質を備えていることを確保するため、法科大学院の修了を司法修習生として採用されるための要件としたものである。

（参照条文）

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

（採用）

第六十六条 司法修習生は、司法試験に合格した者 （司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うこととするものをいう。）の課程を修了したものに限る。） の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

② （略）

令和元年5月8日（水）
吉川 元 議員（社民）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

4問 法科大学院在学中受験資格により司法試験に合格したが、やむを得ない理由で法科大学院を修了できなかつた場合、司法修習生となることができるのは不当ではないか、法務当局に問う。

[法科大学院修了を要件とする趣旨]

現行法上、司法修習生は、「法科大学院課程を修了した者又はこれと同等の学識等を有することを判定する予備試験に合格した者であつて、かつ、司法試験に合格した者」の中から採用することとされている。

今般の法案により新たに導入する在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者についても、（先ほど述べた）法科大学院課程修了後の司法試験合格者等と同様の能力及び資質を備えていることを確保する観点から、司法修習生として採用されるための要件として、法科大学院課程の修了を要件としているところである。

[結論]

そうすると、在学中受験資格により司法試験を受験し、合格した者については、その後、法科大学院課程を修了しなければ、司法修習生として採用されないこととなる。

これは、①（先ほど申し上げた）法科大学院課程修了資格により司法試験を受験・合格した者との均衡という観点からも、②法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を適切に機能させるという観点からも、必要な制度設計であると考えている。

（なお、在学中受験資格で司法試験を受験し、合格した後に、やむを得ない事情により、法科大学院をその年度に修了する

ことができなかつたとしても、留年・休学等により、翌年度以降に当該法科大学院の課程を修了することによって、司法修習生として採用されることは可能である（注）。したがつて、在学中受験資格で司法試験を受験し合格した者にとって、過度に酷な結果になるものではないと理解している。）

（注）在学中受験資格により司法試験を受験・合格した者であっても、その後に法科大学院課程を修了せずに中退等した者については、プロセスとしての法曹養成課程を経ていないから、司法修習生となることができないとしてもやむを得ないと考えられる。

令和元年5月8日（水）
笠 浩史 議員（未来）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

1問 予備試験が導入された理由について、法務当局に問う。

〔予備試験が導入された理由〕

（平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、）予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するために設けられたものである。

令和元年5月8日（水）
笠 浩史 議員（未来）

衆・文部科学委員会
対法務当局（法制部）

2問 予備試験は、司法制度改革審議会で議論されたように、「例外措置」という理解でよいか、法務当局に問う。

[予備試験の趣旨]

予備試験は、（先ほど申し上げたとおり）、社会人経験者等に法科大学院を経由しないで法曹資格取得のための途を確保するという意義を有するが、プロセスによる法曹養成の中核として法科大学院が位置付けられていることを踏まえれば、そのような大きな筋道を経ていないという意味では、例外であると考えている。

（参考）司法制度改革審議会の議論

一連の司法制度改革の議論では、平成13年4月24日に開催された第57回司法制度改革審議会の議事録によれば、「法曹養成及び法曹人口に関する審議の取りまとめについて（叩き台）」と題する資料に

「第三者評価による適格認定を受けた法科大学院の修了者は、新司法試験の受験資格を有する。」

また、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途が確保されることが必要である。」との記載があるところ、この記載について、

「法科大学院を核としたプロセスとしての新たな法曹養成システムの整備という我々の基本的な考え方、言ってみれば大きな筋道はあくまで堅持しながら、それを経由しないで法曹となる道を開いておくということを、例外という形ではなく、「また」という言葉でつないで記述したものです。また、中間報告では「やむを得ない事由」により入学が困難な者にこういう道を開くというふうに書いていたわけですが、これでは不明確ではないかというご批判があることに加えまして、例えば行政や企業法務等実社会で十分な経験を積んだ人にまで法科大学院に入って勉強し直してこいというのは不当ではないか、というご意見もあったことなどを考慮しまして、こういう表現に改めたものであります。」と説明されている。

そして、その直後の平成13年6月12日に、この叩き台の内容を踏まえ、司法制度改革審議会意見書が取りまとめられた。

更問1 司法制度改革審議会の中間報告においては、予備試験について「例外措置」と記載されていたにもかかわらず、平成13年6月の審議会意見書においては、その記載がなくなっていたのはなぜか。

[司法制度改革審議会での議論]

平成13年4月24日の審議会の議事録によれば、「法曹養成及び法曹人口に関する審議の取りまとめについて（叩き台）」の記載内容について、中間報告から改めた理由について、「中間報告では「やむを得ない事由」により入学が困難な者にこういう道を開くというふうに書いていたわけですが、これでは不明確ではないかというご批判があることに加えまして、例えば行政や企業法務等実社会で十分な経験を積んだ人今まで法科大学院に入って勉強し直してこいというのは不当ではないか、というご意見もあったことなどを考慮しまして、こういう表現に改めたものであります。」

との記載がある。

[結論]

このような審議会における議論を踏まえて、司法制度改革審議会意見書として取りまとめられたものと理解している。

（注）平成12年11月20日の「中間報告」では「ただし、やむを得ない事由により法科大学院への入学が困難な者に対しては、法科大学院を中心とする新たな法曹養成制度を整備することの趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、別途、法曹資格取得を可能とする適切な例外措置を講じるべきである。」とされている。

更問2 「例外措置」との記載がなくなったのは、政治的な力が働いたからではないか。

[御指摘は当たらない]

中間報告の記載ぶりが改められた理由は、先ほど申し上げたような審議会における議論を踏まえたものであって、御指摘のような事情によるものではないと理解している。

(対大臣・**副大臣**・政務官)
5月8日(水)衆・文科委

司法法制部 作成
笠 浩史 議員(未来)

3問 予備試験については、様々な意見や問題があることを踏まえ、今後、その存続の是非も含めた抜本的検討を行っていくべきではないか、法務副大臣に問う。

[制度趣旨とかい離しているとの指摘]

予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしている一方、(委員の御指摘と同様に)、その受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところである。

[今後の対応]

(法務省としては、) 予備試験の在り方については、法曹養成制度改革推進会議決定において、「予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされているところであり、法務



省としては、予備試験の在り方について、今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、文部科学省とも連携し、しっかりと必要な検討をしてまいりたい（注）。】

（注）本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることが可能か、等の課題がある。

（参考資料）
法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問 法務省においては、予備試験の在り方について、具体的にどのような検討をしているのか。

法務省としては、現在、御審議いただいている法案の実現により、まずは、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度改革を進めたいと考えているところである。

予備試験については、必要な検討を進めるために、予備試験の運用や予備試験を経由して司法試験・司法修習を経て法曹となった者の実情を把握する観点から、予備試験の受験動機、受験状況、合格者の司法試験受験結果、司法試験合格後の状況等に関する情報収集等を継続的に行っているところである。

（現段階で、予備試験の在り方に関する方向性について申し上げられる段階にはないが、）引き続き、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、必要な検討を進めてまいりたい。」

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。